



2019年8月20日

各 位

会 社 名 日東エフシー株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡邊 要
(コード 4033 東証・名証 第1部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 後藤 正幸
(TEL 052-661-4381)

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2019年7月19日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2019年7月19日付当社プレスリリース」といいます。)にてお知らせしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に、第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」として付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)及び株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年8月20日から2019年9月17日までの間、整理銘柄に指定された後、2019年9月18日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

併合する株式の種類
普通株式

併合比率

2019年9月20日(予定)をもって、2019年9月19日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式3,136,381株につき1株の割合で併合いたします。

減少する発行済株式総数
25,131,148株

効力発生前における発行済株式総数

25,131,156 株

(注) 当社は、2019年7月19日開催の取締役会において、2019年9月19日付で自己株式4,070,579株(2019年7月4日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

効力発生後における発行済株式総数

8 株

効力発生日における発行可能株式総数

19 株

1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、イースト投資事業有限責任組合及び West L.P.(以下「公開買付者ら」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てイースト投資事業有限責任組合に売却すること、又は会社法第235条第2項の準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2019年9月19日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数の、公開買付者らが2019年5月8日から2019年6月18日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格と同額である1,200円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案 定款の一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は、2019年7月19日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は19株に減少することになります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものであります。

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は8株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条(単元株式数)、第9条(単元未満株式の買増し)及び第10条(単元未満株主の権利制限)の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である 2019 年 9 月 20 日に効力が発生するものいたします。

3. 株式併合の日程

臨時株主総会開催日	2019年8月20日
整理銘柄指定日	2019年8月20日（予定）
当社株式の最終売買日	2019年9月17日（予定）
当社株式の上場廃止日	2019年9月18日（予定）
株式併合の効力発生日	2019年9月20日（予定）

以 上